

安全教育訓練促進助成要綱

(公社)大分県トラック協会

(目的)

第1条 この助成は、運輸業に携わるために必要な資格を取得させ、安全意識の高揚や安全知識・技能の向上を促すことにより、本業界の労働者の確保と就労環境の整備を図ることを目的とする。

(対象事業及び対象者)

第2条 本助成の対象は、大分県トラック協会（以下「県ト協」という。）の会員事業所とし、厚生労働省から登録を受けている教習所等（以下「登録機関」という。）で行われる教育訓練科目とする。但し、次の者には助成しない。

- 1 訓練助成金に該当する費用が、自己負担であるもの。
- 2 安全教育受講したが、不合格であるもの。

(助成額)

第3条 安全教育訓練促進助成金（以下「訓練助成金」という。）は科目ごとに、1名あたり受講料（テキスト代、消費税を除く。）の2分の1（100円未満切捨）とし、10,000円を上限とする。但し、協会は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

なお、3月に申請した一部の者については、その翌月の4月に支給することがある。

(申請手続)

第4条 会員事業者は、当該年度4月以降実施したものを、原則四半期ごとにその期間中に受講した分をとりまとめて、翌月（7月、10月、1月、3月の都度）の20日までに協会の申請様式に領収書（写）及び修了証（写）等の受講結果が分かる資料を添付して、協会長宛に申請することとする。申請は、受付期間中においても当年度の予算に達した場合は、申請受付を終了することもある。

(実施期間)

第5条 当該年度4月から3月15日までとする。

(雑則)

第6条 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、交通・環境対策委員会において協議するものとする。

(附則)

本要綱は、平成18年4月1日から適用する。

平成19年6月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成21年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正